

(案)

役務契約書

発注者と受注者とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び仕様書及び役務契約約款によって、役務契約に関し、以下のとおり契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	三陸中部森林管理署庁舎清掃業務
案件内容・仕様	別紙「庁舎清掃業務仕様書」外のとおり
契約金額（税込み）	金 円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)
納入期限	令和9年3月31日
契約期間	契約日～令和9年3月31日
納入場所	三陸中部森林管理署
契約保証金	免除
備考	

契約締結の証として、本文書に対し発注者及び受注者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和8年 月 日

発注者 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢7-5
 分任支出負担行為担当官
 三陸中部森林管理署長 金 晃弘 印

受注者

※ 紙による契約の場合は上記下線部分を削除し、「署名」部分を「記名押印」とする。

契約金額内訳表

物件名 三陸中部森林管理署庁舎清掃業務

月別	日数	金額（円）（税込み）	備考
令和8年4月	21		土日祝日除く
令和8年5月	18		土日祝日除く
令和8年6月	22		土日祝日除く
令和8年7月	22		土日祝日除く
令和8年8月	20		土日祝日除く
令和8年9月	19		土日祝日除く
令和8年10月	21		土日祝日除く
令和8年11月	19		土日祝日除く
令和8年12月	20		土日祝日年末除く
令和9年1月	19		土日祝日年始除く
令和9年2月	18		土日祝日除く
令和9年3月	22		土日祝日除く
ワックス・窓ふき	1		閉庁日1日
計	242		

三陸中部森林管理署 庁舎清掃業務仕様書

1. 作業員

受注者は、業務に従事する職員（以下、「作業員」という。）を使用する際は、素行不良な者を作業員として使用してはならない。また、作業員が清掃作業に従事するときは一定の服務をなし、受注者の作業員であることを明確にしなければならない。作業員の災害等についての一切の補償は受注者の負担とする。

2. 清掃作業主任者の選定等

受注者は、作業主任者を選定し発注者に通知するとともに、作業員名簿を作成し発注者に提出するものとし、作業員に交替があった場合も同様とする。また、作業主任者は発注者の指示に従い、作業員の指示監督、その他清掃に伴う一切の事項を処理しなければならない。

3. 清掃材料・機械器具及び電力等の負担

作業のため使用する電力・ガス・水道・電話の料金及び備付けのトイレットペーパー、清掃に使用する消耗品類については発注者の負担とし、ワックスの材料、機械器具等一切の経費は受注者の負担とする。なお、受注者は、電力・ガス・水道及び電話の使用については、節減し効率的に使用しなければならない。

4. 支給材料

- （１） 発注者から受注者へ支給するトイレットペーパーの引渡し場所は、庁舎内で必要の都度随時支給するものとする。
- （２） 発注者は、支給材料を受注者の立会いのうえ引渡すものとする。
- （３） 受注者は、支給材料を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- （４） 受注者は、清掃請負期間の完了等によって生じた残数量については、発注者に返還しなければならない。
ただし、発注者が指示したときは引続き使用することができる。
- （５） 受注者は、自己の故意又は過失により支給材料を滅失若しくは毀損し又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間に代品を納め、又は損害を賠償しなければならない。

5. 作業内容

作業の実施箇所、実施方法等については、別表「庁舎清掃業務表」及び「清掃箇所位置図」のとおりとする。

6. 勤務形態日数

作業の勤務形態については、別紙「勤務形態日数表」のとおりとする。

7. 作業実施上の一般的注意

- (1) 事務室及び署長室の清掃作業は、職員の勤務時間外に完了すること。
- (2) 電気・ガス・水道等の使用については、節減に努めること。
- (3) 常に清潔な作業衣を着用して、機敏に行動するとともに、外来者に対しても不快感をあたえることのないようにすること。
- (4) 庁舎内の道具類、物品類の移動やトイレトペーパー等を補充する場合は、作業者の判断では行わないこと。必ず担当職員の確認を受け、その指示に従うこと。
- (5) 作業の実施に当たっては、常に安全に注意し、火気の始末、特に人が不在の火気の消火等に協力すること。
- (6) 床の拭き掃除にあたっては、床に水分が残らないよう水分をよく絞り取った水拭きモップを使用すること。

8. その他

- (1) 契約条項及び本仕様書によりがたい場合、又は不測の事態が生じたときは、担当職員に事由を申し出て指示を受けること。
- (2) 検査の結果不合格となった場合には、担当職員の指示に従い、当該箇所の再作業を行い直ちに再検査を受けること。
- (3) 契約締結後に貸与する庁舎の鍵については、受注者の責任において紛失することがないよう保管管理するとともに、契約期間満了日に遅滞なく返納すること。また、第三者への鍵の貸与、鍵の無断複製は厳に禁ずる。

勤務形態日数表

【令和8年度 開庁日算出/業務内容確認表】

* 緑色の日付の日は月一回の清掃用務の作業であり優先的に実施する。(日付の変更は契約担当者と要協議)

ワックス・窓ふきは10月に受注者から日付など調整のうえ実施する。

4 月							日数
日	月	火	水	木	金	土	
			1	2	3	4	
			○	○	○		3
5	6	7	8	9	10	11	5
	○	○	○	○	○		
12	13	14	15	16	17	18	5
	○	○	○	○	○		
19	20	21	22	23	24	25	5
	○	○	○	○	○		
26	27	28	29	30			3
	○	○		○			
							0
							計 21
							累計 21

5 月							日数
日	月	火	水	木	金	土	
					1	2	
					○		1
3	4	5	6	7	8	9	2
				○	○		
10	11	12	13	14	15	16	5
	○	○	○	○	○		
17	18	19	20	21	22	23	5
	○	○	○	○	○		
24	25	26	27	28	29	30	5
	○	○	○	○	○		
31							0
							計 18
							累計 39

6 月							日数
日	月	火	水	木	金	土	
	1	2	3	4	5	6	
	○	○	○	○	○		5
7	8	9	10	11	12	13	5
	○	○	○	○	○		
14	15	16	17	18	19	20	5
	○	○	○	○	○		
21	22	23	24	25	26	27	5
	○	○	○	○	○		
28	29	30					2
	○	○					
							0
							計 22
							累計 61

7 月							日数
日	月	火	水	木	金	土	
			1	2	3	4	
			○	○	○		3
5	6	7	8	9	10	11	5
	○	○	○	○	○		
12	13	14	15	16	17	18	5
	○	○	○	○	○		
19	20	21	22	23	24	25	4
		○	○	○	○		
26	27	28	29	30	31		5
	○	○	○	○	○		
							0
							計 22
							累計 83

8 月							日数
日	月	火	水	木	金	土	
						1	
							0
2	3	4	5	6	7	8	5
	○	○	○	○	○		
9	10	11	12	13	14	15	4
	○		○	○	○		
16	17	18	19	20	21	22	5
	○	○	○	○	○		
23	24	25	26	27	28	29	5
	○	○	○	○	○		
30	31						1
	○						
							計 20
							累計 103

9 月							日数
日	月	火	水	木	金	土	
		1	2	3	4	5	
		○	○	○	○		4
6	7	8	9	10	11	12	5
	○	○	○	○	○		
13	14	15	16	17	18	19	5
	○	○	○	○	○		
20	21	22	23	24	25	26	2
				○	○		
27	28	29	30				3
	○	○	○				
							0
							計 19
							累計 122

10 月							日数
日	月	火	水	木	金	土	
				1	2	3	
				○	○		2
4	5	6	7	8	9	10	5
	○	○	○	○	○		
11	12	13	14	15	16	17	4
	○	○	○	○	○		
18	19	20	21	22	23	24	5
	○	○	○	○	○		
25	26	27	28	29	30	31	5
	○	○	○	○	○		
							0
							計 21
							累計 143

11 月							日数
日	月	火	水	木	金	土	
1	2	3	4	5	6	7	
	○		○	○	○		4
8	9	10	11	12	13	14	5
	○	○	○	○	○		
15	16	17	18	19	20	21	5
	○	○	○	○	○		
22	23	24	25	26	27	28	4
		○	○	○	○		
29	30						1
	○						
							0
							計 19
							累計 162

12 月							日数
日	月	火	水	木	金	土	
		1	2	3	4	5	
		○	○	○	○		4
6	7	8	9	10	11	12	5
	○	○	○	○	○		
13	14	15	16	17	18	19	5
	○	○	○	○	○		
20	21	22	23	24	25	26	5
	○	○	○	○	○		
27	28	29	30	31			1
	○						
							0
							計 20
							累計 182

1 月							日数
日	月	火	水	木	金	土	
					1	2	
							0
3	4	5	6	7	8	9	5
	○	○	○	○	○		
10	11	12	13	14	15	16	4
		○	○	○	○		
17	18	19	20	21	22	23	5
	○	○	○	○	○		
24	25	26	27	28	29	30	5
	○	○	○	○	○		
31							0
							計 19
							累計 201

2 月							日数
日	月	火	水	木	金	土	
	1	2	3	4	5	6	
	○	○	○	○	○		5
7	8	9	10	11	12	13	4
	○	○	○	○	○		
14	15	16	17	18	19	20	5
	○	○	○	○	○		
21	22	23	24	25	26	27	4
	○		○	○	○		
28							0
							0
							計 18
							累計 219

3 月							日数
日	月	火	水	木	金	土	
	1	2	3	4	5	6	
	○	○	○	○	○		5
7	8	9	10	11	12	13	5
	○	○	○	○	○		
14	15	16	17	18	19	20	5
	○	○	○	○	○		
21	22	23	24	25	26	27	4
		○	○	○	○		
28	29	30	31				3
	○	○	○				
							0
							計 22
							累計 242

ワックス・窓ふき閉庁日 1 日含め 累計 242

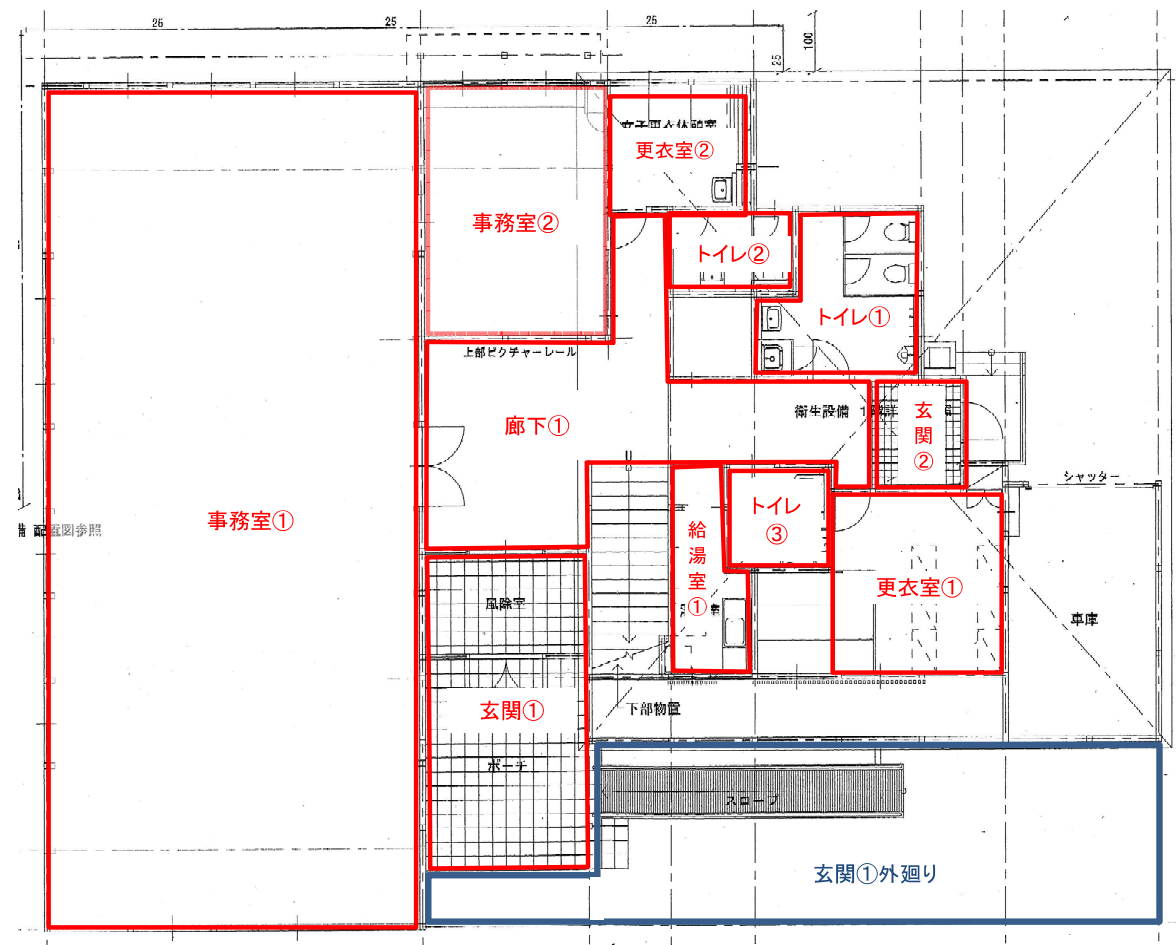
別表

庁舎清掃業務表

		清掃箇所																	備 考
		1階								2階				建物外部					
		270.46 m2								82.43 m2				104.46 m2					
		玄 関 ①	玄 関 ②	事 務 室	事 務 室	更 衣 室	更 衣 室	廊 下 ①	トイ レ ① ② ③	給 湯	会 議 室	階 段	廊 下 ②	給 湯	玄 関 ① 外 廻 り	庁 舎 裏 敷 地 廻	外 窓		
		13.42	3.64	144.69	21.19	19.66	8.69	32.71	19.57	6.89	40.66	15.69	22.77	3.31	54.49	14.11	35.86	清掃面積 (㎡)	
作業区分	作業項目																		
開庁日の内、月・ 水・金曜日に行う 作業 1～8(週3回) 7:00～10:00 3時間	1	床の清掃	○	○	○	○	○	○											
	2	床の拭掃除	○	○	○	○	○	○											
	3	屑箱のごみ集積・分類処理			○	○		○											
	4	手すり拭き						○											
	5	備品清掃及び収納			○	○												食器棚収納	
	6	可燃物のゴミ処理	○	○	○	○	○	○	○									野外回収ボックスに収める	
	7	不燃物のゴミ処理	○	○	○	○	○	○	○									野外回収ボックスに収める	
	8	茶殻の清掃			○														
開庁日の内、月～ 金曜日に行う作業 9～21 (週5回) 7:00～10:00 1時間	9	床の清掃						○	○										
	10	床の拭掃除						○	○										
	11	屑箱のごみ集積・分類処理							○										
	12	衛生消耗品補充及び汚物収集						○											
	13	洗面台・水栓拭き						○	○										
	14	便座、便器の水洗い						○											
	15	流し台洗浄							○										
	16	備品清掃及び収納							○									食器棚収納	
	17	可燃物のゴミ処理							○									野外回収ボックスに収める	
	18	不燃物のゴミ処理							○									野外回収ボックスに収める	
	19	外部分の清掃・手すり拭き													○				
	20	掃き掃除													○				
	21	布巾の洗浄								○									
開庁日に 行う作業 22～27 (月1回) 7:00～10:00 3時間に含める	22	床の清掃								●	●	●	●						
	23	床の拭掃除								●	●	●	●						
	24	可燃物のゴミ処理								●	●	●	●					野外回収ボックスに収める	
	25	不燃物のゴミ処理								●	●	●	●					野外回収ボックスに収める	
	26	ゴミ拾い等								●	●	●	●		●				
28～29 (年1回) 10月の開 庁日	27	除草等													●				
	28	庁舎内ワックス掛け			◎	◎		◎		◎	◎	◎	◎						
	29	窓ふき															◎		

- ・ 月1回の作業は、週5回の中で優先的に作業を行う。
- ・ 三陸中部森林管理署に無い器具、器材等は請負者にて準備し、請負者が負担する。
- ・ 請負者において準備した器具、器材及び消耗品類を庁舎内に保管する場合は、森林管理署の指示された場所に保管することとし、その保管数量については作業に支障の無い最小限度にすること。
- ・ 清掃に使用する洗剤等及びトイレットペーパー、洗面所石鹸等類備え付け消耗品、ゴミ袋は森林管理署で調達・支給する。
- ・ 署調達・支給の消耗品の数量を超える場合は請負業者により負担するものとし、ワックスの材料、ゴム手袋、モップ等に係るその他必要物品は請負業者負担とする。
- ・ 請負者から事前に申し出があり、森林管理署において業務に支障がないと判断した場合に限り、作業者の着替え、作業中の私物の保管場所として庁舎施設の使用を許可する。

清掃箇所位置図1／3（三陸中部森林管理署 庁舎1階、スロープ周辺）

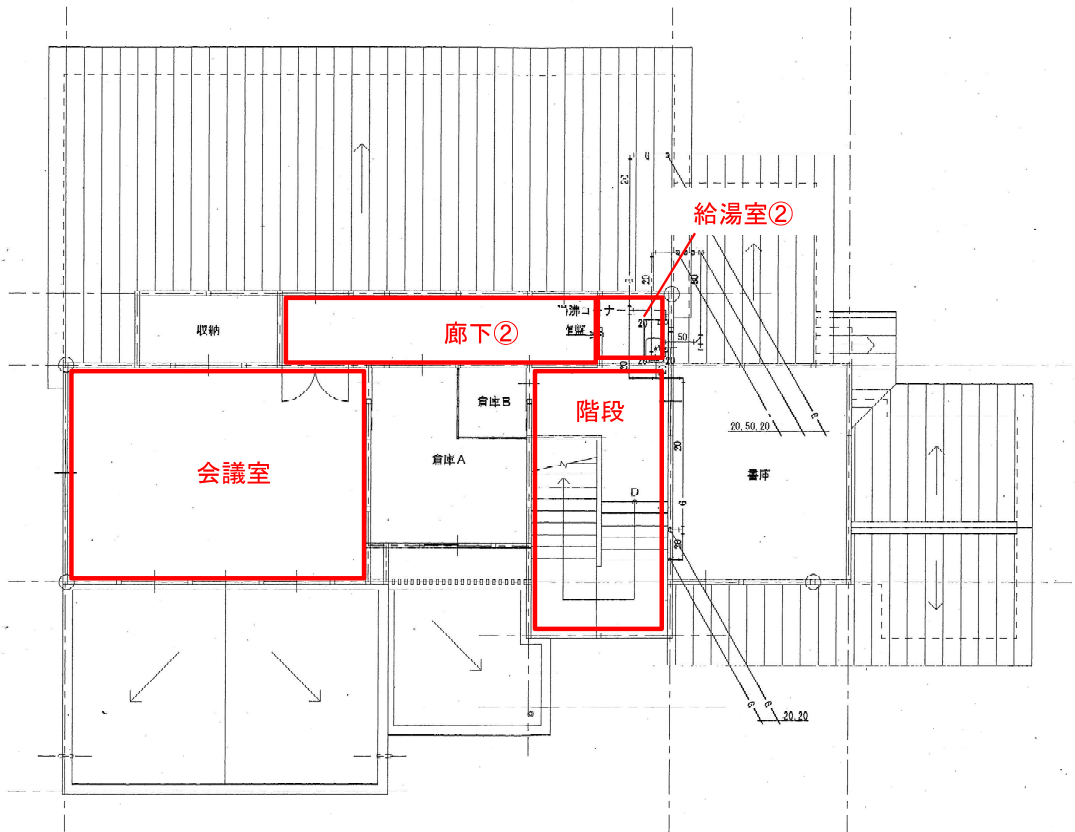


各面積の内訳 単位(m2)

清掃箇所	名称	面積	計
玄関①	ポーチ	7.28	13.42
	風除室	6.14	
玄関②	通用口	3.64	3.64
事務室①	事務室	144.69	144.69
事務室②	署長室	21.19	21.19
更衣室①	男子更衣室	19.66	19.66
更衣室②	女子更衣室	8.69	8.69
廊下①	1階廊下	32.71	32.71
トイレ①	1階男子トイレ	10.73	10.73
トイレ②	1階女子トイレ	4.2	4.20
トイレ③	1階共用トイレ	4.64	4.64
給湯室①	1階給湯室	6.89	6.89
庁舎1階 計		270.46	270.46

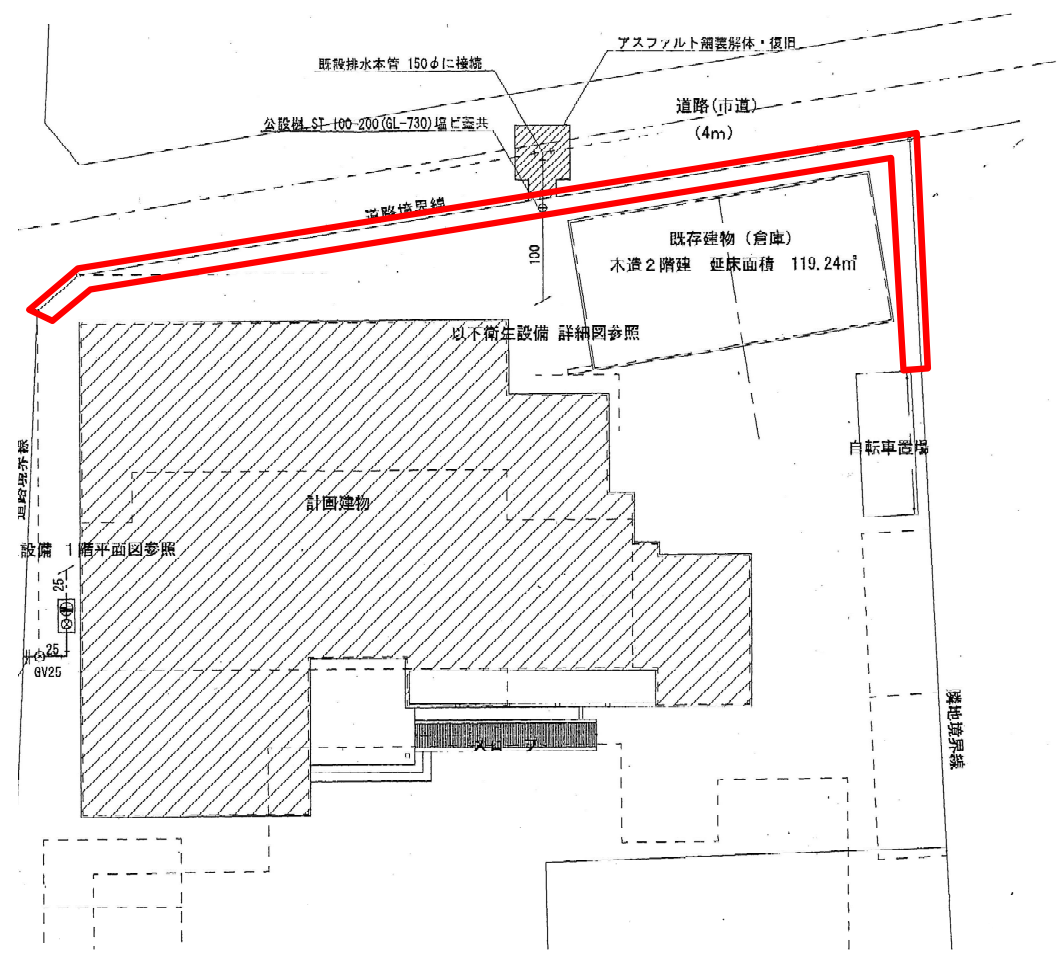
玄関①外廻り	スロープ周辺	54.49	54.49
スロープ周辺 計		54.49	54.49

清掃箇所位置図2／3（三陸中部森林管理署 庁舎2階）



各面積の内訳			単位(m2)
清掃箇所	名称	面積	計
会議室	会議室	40.66	40.66
廊下②	2階廊下	22.77	22.77
給湯室②	2階給湯室	3.31	3.31
階段	1.2階接続階段	15.69	15.69
庁舎2階 計		82.43	82.43

清掃箇所位置図3／3（三陸中部森林管理署 庁舎裏敷地廻り）



各面積の内訳

単位(m2)

清掃箇所	名称	面積	計
外廻り	庁舎裏敷地廻り	14.11	14.11
庁舎裏敷地廻り 計		14.11	14.11

清掃箇所位置図4／4（三陸中部森林管理署 外窓）



各面積の内訳

単位 (m²)

清掃箇所	名称	面積	計
外窓	外窓	35.86	35.86
外窓 計		35.86	35.86